## と畜場使用料(とさつ解体料)認可(変更認可)申請書

茨城県知事						年 月	l B
30730 KAH-F	***	申請者	住	所			
			氏	∫法人にあ	5つては、その		日生
事務所の所在地及び代表者の氏名  と畜場法第12条第1項の規定によると畜場使用料(とさつ解体料)の認可(変更認可)を受けたいので、次のとおり申請します。							
と畜場の名称							
と畜場の所在地				(電話 <del>番号</del>	_	- )	
認可(変更認可)を受けようとすると畜場使用料又はとさつ解体料							
獣畜 区分	<b>4</b>	馬		生後1年未 満の牛	豚	めん羊	山羊
と畜場使用料							
とさつ解体料							
現行のと畜場使用料又はとさつ解体料							
獣畜 区分	<b>4</b>	馬		生後1年未 満の牛	豚	めん羊	山羊
と畜場使用料							
とさつ解体料							
変更の理由							
徴収開始予定     年月日							
添付書類 1 法人にあつては、定款又は寄付行為の写し 2 申請額による収支予算書及び前年度の収支決算書(又はこれに代わるもの)そ の他参考になるべき資料							

注意 現行のと畜場使用料又はとさつ解体料の欄及び変更の理由の欄は、変更認可を受けようとする場合に限り記載してください。